

# 政 令

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十一月十日

内閣総理大臣 森 喜朗

## 政令第四百七十号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令  
内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二條第三項及び第九十四條第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十三條の第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

### 第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項及び第二項中「五分五厘」を「四分」に改める。  
第十條第一項中「又は第九十條」を「第九十條第一項又は第九十條の第二項」に改め、同項の表中「〇・〇五五」を「〇・〇四〇」に、「〇・〇一三」を「〇・〇八二」に、「〇・〇一七四」を「〇・〇一五」に、「〇・二九九」を「〇・一七〇」に、「〇・三〇七」を「〇・二一七」に、「〇・三七九」を「〇・二六五」に、「〇・四四五」を「〇・三三六」に、「〇・五三五」を「〇・三六九」に改める。

### 第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第六條第一項中「第六條第一項及び」を「第六條第一項中「法」とあるのは「改正前の法」と、「年五分五厘」とあるのは「年四分」と、同令に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）  
第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「五分五厘」を「四分（平成十年三月三十一日以前の期間の各月の当該保険料については、年利五分五厘）」に改める。  
附則  
（施行期日）  
1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。  
（国民年金の保険料を追納する際の加算額に関する経過措置）  
2 国民年金法第八十九條、第九十條第一項又は第九十條の第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた次の表の上欄に掲げる年度に属する月（以下この項において「免除月」という。）に係る保険料を当該免除月の属する年度に属する四月一日から起算して同表の中欄に掲げる日以後一年以内に追納する場合における同法第九十四條第二項の政令で定める額は、第一条による改正後の国民年金法施行令第十條第一項の規定にかかわらず、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときはこれを十円として計算する。）とする。

年度	免除月	追納期限	追納率
平成三年度	十年を経過した日	〇・五一三	
平成四年度	九年を経過した日	〇・四三四	
平成五年度	十年を経過した日	〇・四九一	
平成五年度	八年を経過した日	〇・三五九	
平成五年度	九年を経過した日	〇・四一四	
平成五年度	十年を経過した日	〇・四七〇	
平成六年度	七年を経過した日	〇・二八八	
平成六年度	八年を経過した日	〇・三四〇	

平成七年度  
九年を経過した日 〇・三九四  
十年を経過した日 〇・四四九  
七年を経過した日 〇・二七一  
八年を経過した日 〇・三二二  
九年を経過した日 〇・三七四  
十年を経過した日 〇・四二九  
五年を経過した日 〇・一五八  
六年を経過した日 〇・二〇四  
七年を経過した日 〇・二五二  
八年を経過した日 〇・三〇二  
九年を経過した日 〇・三五四  
十年を経過した日 〇・四〇八  
四年を経過した日 〇・〇九七  
五年を経過した日 〇・一四一  
六年を経過した日 〇・一八七  
七年を経過した日 〇・二三四  
八年を経過した日 〇・二八四  
九年を経過した日 〇・三三五  
十年を経過した日 〇・三八八

年度	免除月	追納期限	追納率
平成九年度	四年を経過した日	〇・〇九七	
平成九年度	五年を経過した日	〇・一四一	
平成九年度	六年を経過した日	〇・一八七	
平成九年度	七年を経過した日	〇・二三四	
平成九年度	八年を経過した日	〇・二八四	
平成九年度	九年を経過した日	〇・三三五	
平成九年度	十年を経過した日	〇・三八八	

児童虐待の防止等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十一月十日

内閣総理大臣 森 喜朗

## 政令第四百七十一号

児童虐待の防止等に関する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

児童虐待の防止等に関する法律の施行期日は、平成十二年十一月二十日とする。  
法務大臣 保岡 興治  
厚生大臣 津島 雄二  
内閣総理大臣 森 喜朗

児童虐待の防止等に関する法律施行令  
内閣は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六條の規定に基づき、この政令を制定する。  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、児童虐待の防止等に関する法律第十六條の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四條の二十六第一項に定めるところによる。  
附則  
（施行期日）  
1 この政令は、児童虐待の防止等に関する法律の施行の日（平成十二年十一月二十日）から施行する。  
2 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。  
第七十四條の二十六第一項中「並びに少年法（昭和二十三年法律第六十八号）」を「少年法（昭和二十三年法律第六十八号）」並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）」に、「同法及び同令並びに少年法」を「児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律」に改める。

厚生大臣 津島 雄二  
自治大臣 西田 司  
内閣総理大臣 森 喜朗

平成十二年十一月十日  
内閣総理大臣 森 喜朗